

鳥取県立とっとり花回廊指定管理者募集要項

鳥取県立とっとり花回廊の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、平成18年4月1日から、指定管理者制度を導入することとし、施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

1 施設の概要

名称	鳥取県立とっとり花回廊（以下「とっとり花回廊」という。）
所在地	西伯郡南部町及び伯耆町
設置目的	県民に花と緑あふれる憩いの場を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資する
構造	展望回廊：鉄骨造平屋建 フラワードーム：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階、地下1階
敷地面積	596,901.47 平方メートル
建築面積	16,051.93 平方メートル
開園	平成11年4月18日
主な施設内容	展望回廊、展示館等（フラワードーム、西館、北館、東館、南館、レストラン・管理棟、木の館など）、庭園（水上花壇、花の谷、ハーブガーデン、霧の庭園、ヨーロピアンガーデン、花の丘など）、駐車場（バス27台、乗用車2,000台）、バックヤード（花きセンターなど）

2 指定管理者が行う業務

(1) 業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うこと。

ア 施設設備の維持管理に関する業務

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号。以下「とっとり花回廊条例」という。）に基づくとっとり花回廊の施設設備の維持管理に関する業務（植栽のデザイン企画、展示及び管理並びに施設の清掃、保安警備、保守管理及び修繕）

イ とっとり花回廊の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務

とっとり花回廊条例に基づく利用の許可、適正な管理に必要な利用者への措置命令、とっとり花回廊からの退去命令並びに利用料金の徴収及び減免

ウ 交流・学習に関する業務

オランダキューケンホフ公園等の他施設・他団体との交流、園芸教室の開催等の学習・普及啓発活動及び地元自治体・地域との連携

エ その他とっとり花回廊の管理運営に必要な業務

来園者の受付及び案内、附属設備及び備品の貸出し、設備の利用の指導又は設備の操作及び利用者へのサービス提供（レストラン及び喫茶店の運営並びに売店及び自動販売機による物品の販売を含む。）並びに施設の利用促進に関すること。

(2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、とっとり花回廊の適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

とっとり花回廊の設置目的を踏まえ、メインフラワーをユリとする花と緑があふれる「日本最高レベルのフラワーショーガーデン」にふさわしい施設設備の維持管理及び利用者へのサービス提供に努め、本県の観光拠点施設としてとっとり花回廊の利用促進を図ること。

また、県内産花きの優先調達及びPRを通じて、県内花き園芸の振興に資すること。

イ 基本的事項

- (ア) 開園時間
とっとり花回廊の開園時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。この場合において、開園時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まず、現行の開園時間数より短く設定することはできないものであること。
〔現行の開園時間は、午前9時から午後5時まで(12月から3月までにあつて)は、午前9時から午後4時30分まで〕
- (イ) 休園日
とっとり花回廊の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。この場合において、現行より休園日数を多く設定することはできないものであること。
〔現行の休園日は、12月から3月までの火曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その直後の休日でない日)及び12月29日から1月1日までの日〕
- (ウ) 利用の許可
とっとり花回廊の利用の許可について、とっとり花回廊条例第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可を行うこと。
a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
b とっとり花回廊の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
d aからcまでに掲げる場合のほか、とっとり花回廊の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。
- (エ) 利用の制限等
とっとり花回廊の利用の制限等について、とっとり花回廊条例第7条から9条までの規定に基づき、次のとおり命令及び措置ができること。
a とっとり花回廊における制限行為規定に違反し、又はそのおそれのある者に対する入園拒否、退去命令
b とっとり花回廊の適正な管理を図るため必要があると認めるとき、利用者に対する措置命令
c 利用者がとっとり花回廊の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき、利用許可の取消し
- (オ) 利用料金
とっとり花回廊の利用料金は、現行料金を上限として、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。この場合において、知事が承認する利用料金の額は、原則として、募集時に提出された事業計画書のとおりとし、指定期間中に利用料金をこれより高く設定することは認めない。
(現行の利用料金は、資料4「とっとり花回廊の現行利用料金」のとおり。)
- (カ) 利用料金の減免
資料5「とっとり花回廊利用料減免事項一覧」に掲げる減免事項に該当する場合にはとっとり花回廊の利用料金を減免するものとし、その旨規定した減免に関する基準を作成し、あらかじめ知事の承認を得ること。
なお、この場合における減免率は、現行の減免率を下回ってはならないこと。
また、資料5に掲げる場合のほか、指定管理者が自らの判断において利用料金の減免を行おうとする場合も同様とする。
- (キ) 個人情報の保護
指定管理者は、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第11条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、とっとり花回廊の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。
- (ク) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第38条第1項の規定を遵守し、とっとり花回廊の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めること。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者が行う業務の内容の詳細については、鳥取県立とっとり花回廊管理委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。
- イ 指定管理者が行う委託業務を一括して第三者に委託することはできないこと。ただし、県の承認を受けて、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者に委託することができること。
- ウ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。
- エ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があること。

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までとする。この場合において、とっとり花回廊の管理を継続することが適当でないと認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 委託料及び利用料金等の取扱い等

(1) 委託料の支払

県は、とっとり花回廊の管理運営に必要な経費として委託料を支払う。

指定期間中の委託料の総額は、1,632,790,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として別途協定で定める額とする。各年度ごとの支払額は、協定に定める指定期間中の総額を指定期間（5年間）で除した額を原則とする。

なお、委託料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

(2) 利用料金等の取扱い

とっとり花回廊の利用に係る料金収入、レストランの運営及び自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受する。

なお、協定に定める委託料の額及び利用料金等の額の総額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補てんしない。

5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県と指定管理者とが締結する協定で定める。

項 目	責 任	
	県	指定管理者
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの	
	上記以外のもの	協議事項
施設の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの	

	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（1件当たり50万円未満のものに限る。）		
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（1件当たり50万円以上のものに限る。）		
備品の購入	施設等の管理の観点から、県が貸与する備品の更新及び県が必要と認める備品		
	その他の備品		
火災保険の加入			
委託業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担			

「協議事項」は、事案の原因ごとに判断すること。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

修繕とは、施設等の劣化部分若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

6 応募資格等

(1) 応募資格

とっとり花回廊の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

ア 鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

オ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと。

キ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ク 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。

(2) 複数の法人等による応募

とっとり花回廊のサービスの向上又は委託業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができること。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

イ グループの構成団体間における委託業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を、別途協定で定めること。

ウ 単独に応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。

- エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。
- オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、(1)に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。
- カ 11の(3)の応募書類のエからコまでは、構成団体ごとに提出すること。

7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は、予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	平成17年10月24日(月)から同年11月15日(火)まで
質問事項の受付	平成17年10月24日(月)から同年11月15日(火)まで
現地説明会	平成17年10月28日(金)
募集の受付期間	平成17年10月28日(金)から同年11月18日(金)まで
面接審査	平成17年11月22日(火) (時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
選定結果の通知	平成17年11月下旬
指定管理者の指定	平成17年12月下旬(議会の議決を経て行う。)
協定の締結	平成18年2月下旬

8 募集要項の配布

募集要項は、次のとおり配布する。

- (1) 配布期間 平成17年10月24日(月)から同年11月15日(火)までの日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 配布場所 鳥取県農林水産部生産振興課振興調整係
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(県庁本庁舎4階)
電話 0857-26-7293 ファクシミリ 0857-26-7294
メールアドレス seisanshinkou@pref.tottori.jp

9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 平成17年10月24日(月)から同年11月15日(火)まで
- (2) 受付方法 質問票(別紙様式)に記入の上、8の(2)の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、ホームページにも随時掲載する。

10 現地説明会の開催

- (1) 日時 平成17年10月28日(金) 午後1時30分から午後4時まで
- (2) 場所 西伯郡南部町鶴田110 とっとり花回廊
(管理事務所前に午後1時30分までに集合すること。)
- (3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者(各法人等3名まで)を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、平成17年10月27日(木)午後5時までに、8の(2)の場所へ申し込むこと。

1 1 応募の手続

(1) 応募書類の受付期間及び時間

平成17年10月28日(金)から同年11月18日(金)までの日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 応募書類の提出方法及び提出場所

ア 応募書類は、持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」という。)による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、平成17年11月18日(金)の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

イ 応募書類の提出場所は、8の(2)の場所であること。

(3) 応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、別紙提出書類一覧を参照すること。

ア 指定管理者指定申請書〔様式1〕

イ とっとり花回廊の委託業務に関する事業計画書〔様式2〕

ウ とっとり花回廊の委託業務に関する収支計画書〔様式3〕

エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

キ 当該法人等の概要(とっとり花回廊の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。)を記載した書類〔様式4〕

ク 当該法人等の役員名簿

ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納(納付期限が到来していないものを除く。)がないことを証明する書類

コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書

サ 指定申請に係る宣誓書〔様式5〕

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部(副本は、複写可とする。)

(5) 応募に当たっての留意事項

ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。

イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。

ウ 応募書類その他の提出された書類は、情報公開条例の規定に基づき開示することができること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。

エ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。

オ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。

カ (3)の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。

キ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条

例第 67 号。以下「指定手続条例」という。) とっとり花回廊条例その他の関係法令を承知の上で応募すること。

1 2 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する農林水産部指定管理候補者選定・審査委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定を行う。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。

選定基準	審査項目	配点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第4条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 </div> * 平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。	-
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第4条第2号)	(1) 管理の基準及びサービスの提供内容への取組 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 開園時間、休園日、利用料金等の設定 サービス向上策、利用促進策 交流・学習活動への取組 個人情報保護、情報の公開 </div> (2) 施設設備の維持及び運営管理の水準の妥当性 (3) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 (4) 利用者等の要望の把握の妥当性	40
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第4条第2号)	(1) 収支計画及び見積り内容の妥当性 (2) 県の委託料の多寡	30
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第4条第3号)	(1) 団体の財政基盤、経営基盤の妥当性 (2) 組織及び職員の配置等の妥当性	30

(3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、平成17年11月22日(火)開催の選定委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。この場合において、面接審査の時間、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

(4) 指定管理候補者の決定及び公表

(3)の面接審査の後、選定委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を決定する。その審査内容は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、ホームページ等で公表する。公表に当たっては、選定団体以外の法人等はその団体名を伏せて公表するが、応募団体数により個別団体を推測されることがある。

(5) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。また、

(4)の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

- ア 複数の事業計画書を提出したとき。
- イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。
- ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。
- エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- オ 応募書類等の提出後に、事業計画の内容を変更したとき。
- カ その他不正な行為があったとき。

1.3 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、12の(4)の指定管理候補者をとっとり花回廊の指定管理者とする旨の議案が平成17年11月鳥取県議会で議決された後、行う予定である。

(2) 協定の締結

ア 県及び指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、平成18年2月末までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として、予定する項目は、次のとおりである。

- (ア) 指定管理者の責務
- (イ) 業務範囲に関する事項
- (ウ) 利用料金の取扱いに関する事項
- (エ) 県が支払う委託料の額及び支払方法等に関する事項
- (オ) 事業報告等に関する事項
- (カ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項
- (キ) 責任分担に関する事項
- (ク) 管理上の留意事項
- (ケ) その他

(3) 留意事項

ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、当該指定を取り消すことがある。

イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

- (ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実にないと認められるとき。
- (イ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1.4 実施状況の報告等

(1) 業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数、利用料金の実績等を業務報告書としてまとめ、当該報告書をその翌月15日までに県に提出すること。

(2) 事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第8条の規定による事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

(3) 事業計画書

指定管理者は、毎年9月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

(4) 実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

1 5 適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由によりとっとり花回廊の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。この場合において、指定管理者が県が指定する期間内に改善することができなかつた場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、とっとり花回廊の適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

また、グループによる指定管理者において、グループの構成団体である一部の法人等について適正な管理の継続が困難と認められる場合であつて、当該一部の法人等以外の法人等により継続して適正な管理が可能であると認められるときは、県は、当該管理の継続を認めるものとする。ただし、当該一部の法人等以外の法人等による当該管理が困難であると認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由によりとっとり花回廊の適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

1 6 災害時の施設使用

(1) 次のいずれかに該当する場合には、とっとり花回廊の使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第1条に規定する武力攻撃事態等(以下「武力攻撃事態等」という。)に当たり、とっとり花回廊を閉園し、住民の避難及び救援又は広域応援活動拠点として使用する必要があると県が認めるとき。

イ とっとり花回廊について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第148条の規定により県が避難施設の指定をしようとするとき。

ウ とっとり花回廊について、南部町地域防災計画により南部町から、又は伯耆町地域防災計画により伯耆町から、避難のための立退き先又は広域応援活動拠点としての指定に係る同意の申し出があつたとき。

(2) (1)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

(3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のためにとっとり花回廊を閉園する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉園するよう努めること。

1 7 添付資料

- (1) 施設の概要(資料1)
- (2) とっとり花回廊の入園者数の実績及び年度別収支状況(資料2)
- (3) 鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例(資料3)
- (4) とっとり花回廊の現行利用料金(資料4)
- (5) とっとり花回廊利用料減免事項一覧(資料5)
- (6) とっとり花回廊の利用料金の全免実績等(資料6)
- (7) とっとり花回廊の現行組織図(資料7)
- (8) とっとり花回廊の行政財産目的外使用許可状況(資料8)

1 8 その他

(1) 様式のダウンロード

この募集要項は、本県のホームページからダウンロードすることができる。

ホームページアドレス：<http://www.pref.tottori.jp/seisansinkou/siteikanri/>

(2) 応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

〔別紙〕

提出書類一覧

書類名	説明
ア 指定管理者指定申請書	(ア)様式1によること。 (イ)グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
イ とっとり花回廊の委託業務に関する事業計画書	(ア)様式2によること。
ウ とっとり花回廊の委託業務に関する収支計画書	(ア)様式3によること。
エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	(ア)法人以外の団体にあつては、これらに準ずる書類
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	(ア)昨年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類(財産目録等)。
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	(ア)昨年度の事業内容を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、今年度の事業内容を明らかにできる書類。
キ 当該法人等の概要(とっとり花回廊の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。)を記載した書類	(ア)様式4によること。 (イ)組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績
ク 当該法人等の役員名簿	(ア)申請書の提出日現在で、役職名、氏名(ふりがなを付すこと。)及び住所の記載のあるもの。
ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納(納付期限が到来していないものを除く。)がないことを証明する書類	(ア)所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書(ただし、平成17年10月24日以降に交付されたものに限る。)
コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	(ア)上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。
サ 指定申請に係る宣誓書	(ア)様式5によること。

本施設を管理運営するために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする事。なお、その法人の設立母体となる法人等の11の(3)の工からケまでの書類を提出すること。この場合において、指定管理者の候補者に選定されたときは、当該法人の法人登記事項証明書及び認証済定款を、速やかに提出すること。